

保険医療機関、調剤薬局、訪問看護ステーション 様

医療費助成事業（社保分）の取り下げ依頼書について

平成28年4月以降の医療費助成事業（社保分）の請求先変更に伴い、本会での支払済医療費助成事業（社保分）に対する、取り下げ依頼書の取扱い（内科・歯科・調剤・訪問看護）について以下のとおりとなります。（別紙イメージ図あり）

※柔整、はり・きゅう、マッサージの取扱いにつきましては、平成28年4月以降も本会にて引き続き支払業務を行うため、変更はありません。

●国保連合会で対応可能の場合

・平成28年2月中に提出された支払済医療費助成事業（社保分）の取り下げ依頼書

→3月上旬に各公費実施市町村に送付後、本会で過誤返戻明細書として受理したものは、原則、4月の医療機関等への支払額から調整。（最終調整月）

・・・別紙—イメージ①

●国保連合会で対応不可の場合

・平成28年3月以降は、国保連合会での支払済医療費助成事業（社保分）の取り下げ処理ができなくなります。詳細につきましては各公費実施市町村へお問い合わせください。

・・・別紙—イメージ②

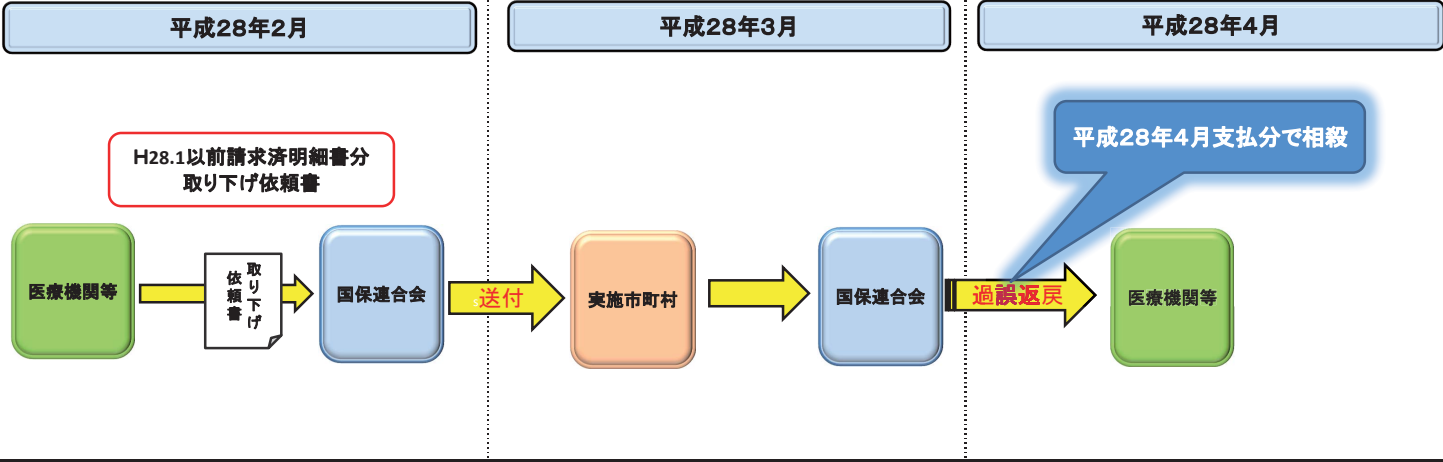
※なお、平成28年2月・3月の各10日までに提出された1月・2月診療分医療費助成事業（社保分）に対する取り下げ依頼書については従来通りの取扱いとなります。

事務担当 介護福祉部福祉事業課
福祉事業係

TEL : 045-329-3472

支払済明細書の取り下げ依頼書 イメージ図

①平成28年2月提出



②平成28年3月以降

